

～平成 27 年度心の健康市民講座～

メンタルヘルスサポーター養成編

心の病を抱える人、生活のしづらさを感じる人、その家族が住み慣れた地域で、安心して生活が出来るよう、身近な相談者として市ではメンタルヘルスサポーターを養成します（全 5 回で 1 回のみの参加も可）。**費無料。****定 50 人。**
障がい福祉課障がい福祉支援班（☎内線 266）。

●メンタルヘルスサポーター養成編●

日時	場所	内容	講師
第 1 回 7 月 21 日(火) 午前 10 時～正午	市役所大会議室	心の病について（医学薬学概論）	千葉県精神科医療センター・深見悟郎氏（精神科医）
第 2 回 8 月 4 日(火) 午前 10 時～正午		統合失調症、うつ病の理解について	順天堂大学スポーツ健康科学部准教授・四方田清氏
第 3 回 9 月 3 日(水) 午前 10 時～正午		支援者の実践について	成田地域生活支援センターセンター長・橋本美枝氏（精神保健福祉士）
第 4 回 9 月 16 日(水) 午前 10 時～正午	23・24・25 会議室 市役所附属棟	・地域の資源、支援について ・ピア・スタッフの活動について	社会福祉法人生活クラブ・赤堀久里子氏（精神保健福祉士）、社会福祉法人のうえい舎地域活動支援センターもくせい舎ゆい・戸辺博之氏（ピア・スタッフ）
第 5 回 10 月 5 日(月) 午前 10 時～正午		認知行動療法としての SST（社会技能習得トレーニング）	オフィス夢風舎舎長・土屋徹氏（看護師・精神保健福祉士）

救急医療情報キットの配布

高齢者の安全と安心をはかるため、緊急時に迅速に救急活動が行えるよう、かかりつけ医療機関など緊急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットを、希望者に無料で配布します。

●配布場所：高齢者福祉課生きがい支援班、各支所。
※印鑑を持参。

8 月 1 日から「重度心身障害者医療費助成制度」の手続きが変わります。市では助成対象者へ、個別に通知（7 月初旬）します。「受給券申請」の手続きを忘れずにお願いします。

【主な変更内容】

●受給券の取得：県内の医療機関に受診した場合は、市が発行する「受給券」と健康保険証を提示することにより、支払精算となります。

また、県外医療機関に受診した場合は、8 月以降も引き続き従来どおり償還払いの対応となりますが、受給券申請の手続きは別途必要です（償還対応は受診時から最大 2 年以内です）。

●自己負担金の導入：健康保険証加入の世帯で住民税所得割課税世帯の場合は、通院一回、入院一日につき 200 円を医療機関に支払います（均等割のみの世帯、非課税世帯と保険調剤は無料）。

なお、子ども医療費助成の対象（中学生以下）児童などは、当該ことも医療費助成制度を優先利用しますので、8 月以降の受診分は子ども医療費助成制度を利用した領収書の償還精算は無

くなりますのでご注意ください。

◆助成対象者：身体障害者手帳 1 級、2 級、療育手帳 A の 1、A の 2、A の 1、A の 2 に加えて、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者が 8 月から新たに対象となりました。

■手続きは左記まで。

■障がい福祉課障がい福祉給付班（☎内線 261）、印旛支所市民サービス課（☎981111）、本笠支所市民サービス課（☎971111）。

こんにちは若者訪問相談

日常生活の困りごとについて精神保健福祉士が相談に伺います。
7 月 23 日(木)・午後 2 時～3 時 30 分。

■市内在住の 15 歳～39 歳で、家にひきこもりがちな人と家族。
■事前に左記まで。

■障がい福祉課障がい福祉支援班（☎内線 266）。

東京電機大学「認知症予防に係わる研究協力者募集」

研究事業に参加することで自身の身体活動習慣、認知機能レベル、栄養状態、体力などの結果を確認することができます。

●調査期間：8 月 19 日(水)～平成 28 年 3 月 31 日(木)。

■認知機能に影響する、日常的な身体活動と栄養摂取の関わりについての調査▼歩数計を用いて日常生活での身体活動の調査▼定期的に認知機能測定▼栄養調査と健康度、体力に関する検診。

【説明会】

7 月 24 日(金)・午前 11 時～正午。
東京電機大学千葉ニュータウンキャンパス（武西学園台）。
■市内在住の健康な 65 歳以上で、特定健康診査、または 75 歳以上健康診査を受診している人。

外国人のみなさんへ～ごみの分別シリーズ③～

※ 消火器の処分方法 ※

消火器は、印西クリーンセンターでは処分ができないため、「燃やさないごみ」や「粗大ごみ」として、ごみ集積所へ出すことはできません。

【消火器を処分する場合】

■「特定窓口」（市内ではジョイフル本田千葉ニュータウン店）または「指定引取場所」（市内になし）に持ち込む。

■「エコサイクルセンター」（ゆうパック専用コールセンター Tel 0120-822-306、HP <http://www.ferecycle.jp/>）に連絡し、ゆうパックによる消火器の回収を依頼する。

■ホームセンターや住宅用防災機器等取扱業者などによっては、住宅用消火器を購入した場合に限り、古い住宅用消火器の回収を実施している事業所もあります。

この場合は、お近くの取扱店などへ。

※エアゾール式の簡易式消火具は、一般スプレー缶と同じ方法で廃棄。

■費用…平成 22 年 1 月から消火器リサイクル制度の導入により、「リサイクルシール」が貼り付けてあるものはリサイクル料が無料。それ以前のはリサイクル料が必要。

問い合わせ先：クリーン推進課 電話：0476-42-5111（内線 382）、

Email: cleanka@city.inzai.lg.jp

”For Foreigners”Garbage Separation ③

※ How to dispose of fire extinguishers ※

You cannot dispose of fire extinguishers as “non-burnable garbage” or “oversized garbage”, because the Clean Center does not accept them.

【How to dispose of fire extinguishers】

■ Bring them to “Specified Counter (“Joyful Honda Chiba New Town Store” in Inzai City)” or “Designated Acceptance Place (nothing in Inzai City)” .

■ Request “Eco Recycle Center (Call Center for Yu-Pack: Tel 0120-822-306. HP <http://www.ferecycle.jp/>) ” to collect them through “Yu-Pack” system.

■ Some DIY stores or dealers relating to transitional measures on disaster prevention device for residence may collect used fire extinguishers for residence subject to purchasing it.
For more details, please contact them.

※ You can dispose of aerosol fire extinguishers in the same manner as general spray cans.

■ Fee: Fire extinguishers with “Recycle Seal” will be collected free of charge by introduction of recycling system for fire extinguishers as of January 2010. Therefore, you are required to pay the recycling fee for them without the Seal. Tel: 0476-42-5111 (ext. 382)、Email: cleanka@city.inzai.lg.jp

健康

地区健康推進員活動ベビーとママのティールーム

地区健康推進員が作る簡単なおやつとお茶を楽しみながら、子育て中のママが、ほっと一息できる交流の場です。

7 月 14 日(火)・午前 10 時～11 時 30 分（受け付け 9 時 50 分）。
■ふれあいセンターいんば（美瀬）。

※「健康診査結果のコピー」の提出が必要。

■20 人。

7 月 10 日(金)までに、住所、氏名、電話番号、生年月日、年齢、身長、体重を記入しメールで左記へ（先着順）。

■東京電機大学工学部人間科学系列・木村（alipro@mail.dendai.ac.jp）。

不妊相談センター事業

不妊で悩む夫婦などを対象に不妊に関する一般的な相談や不妊治療・不育症に関する情報提供、医療面での相談を行います。

8 月 13 日、10 月 8 日、12 月 10 日、平成 28 年 2 月 18 日の木曜日・午後 1 時 30 分～4 時。

■印旛合同庁舎内健康福祉センター（佐倉市）。
■一日 3 人（一人 30 分）。
■事前に電話で左記へ。

都市

マンション管理士派遣

市では、マンション管理組合にマンション管理士を無料で派遣し、個別の事情に合わせた情報提供を行います。

■管理組合の運営・管理規約などのご相談、管理状況の簡易自己診断と改善事項の助言、出前講座など。

■市内の分譲マンションの区分所有者で構成するマンション管理組合の代表者。

■8 件程度。
■11 月 30 日(月)（消印有効）までに、指定の様式を左記まで郵送または持参。
■障建築指導課住宅班（〒270

■千葉県印旛健康福祉センター（☎043-483-1134）。

県営住宅空家入居資料の配布

●募集資料は 2 種類、空家入居（年 4 回／4・7・10・1 月）・常時（毎月）です。

●配布場所：建築指導課、各支所、中央駅前出張所、牧の原出張所。

資料などの問い合わせは、千葉県住宅供給公社県営住宅管理部募集課（☎043-222-9200）へ。

■障建築指導課住宅班。

空き家対策特別措置法の施行

空き家対策特別措置法の施行により、空き家の所有者は建物の第一義的な管理責任が義務付けられています。

適切な管理をお願いします。
■障建築指導課住宅班。